

米国における法教育について

— Law-Related Education (LRE) —

三谷 晋*

Law-Related Education in America

Susumu Mitani

本稿ではアメリカにおいて法曹養成や法律専門職以外の法学教育（Law-Related Education(LRE)）の歴史の変遷及び現代のLREの内容について検討を行っている。

アメリカのLREの歴史は古く植民地時代にさかのぼるが、当時のLREは憲法教育でありまた偏った愛国心を育てるものとして批判がある。その後、大学におけるリベラルアーツ教育においても法学教育が必要であるとの主張を経て、小・中・高と次第に法の専門教育とも公民とも異なる法教育が行われるようになっていく。しかし国家は背後から支援するのみで、法学教育は私的団体を通じて行われている。その内容は、市民性の向上や読み書きや批判的考察力の養成が重視され、一定の成果を収めている。

キーワード：法教育, Law-Related Education, LRE

<目次>

1. はじめに
2. LREの歴史
3. 現代のLRE
4. むすびにかえて

1. はじめに

わが国の法学教育は、大学教育以前においても憲法に関する議論や公害訴訟などの著名な裁判例などが公民等で取り上げられてはいる⁽¹⁾。しかし、それらの検討は概説的なものにとどまり、内容的な深さがあるとはいえない。やはり法学教育といえば大学や大学院における専門教育を中心に、その他、一部の教養科目として設置された講義のなかで行われてきたというのが実情である。このしくみは、これまでのわが国の実情に照らして、不足はあるもののそれなりに承認されてきたものなのかもしれないが(異論が出なかったという意味で)、裁判員制度の導入、治安の悪化、ルール不遵守その他の不正など、さまざまな領域において法遵守

(コンプライアンス)の声の高まりの中で法学教育のあり方を再検討する必要性は一般的に高まってきているように思われる。また法科大学院の創設などによって既存の法学部を抱える大学における法学教育についても再考する時期でもあろう。特に法律に携わる仕事につかない者を多く抱える大学は法学教育のあり方を考えるべき格好の時期なのではないかと思う。

ところで専門教育課程以外での法学教育については、現在のところ、弁護士会などの実務家を中心となって、シンポジウムの開催や著作が出されており⁽²⁾、また大学人も主に教育学者が先駆的な研究をしている他⁽³⁾、桐蔭横浜大学の「裁判員候補者の地域市民の法教育支援」が二〇〇五年度の現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)に採択されるなどしており急速に法教育にも注目が集まってきているように思われる。また、裁判員制度の導入を念頭に国も法教育のあり方を模索しているところである⁽⁴⁾。しかしながら上記の法教育についての各レベルの取り組みははじまったばかりであるし、政府の取組は裁判員制度を主として念頭に

*岐阜大学地域科学部, 501-1193 岐阜市柳戸1-1

おいてのことであることもあり、大学前においてどのような内容の法教育をどのようにおこなうべきか、そもそも何をもって法教育とするのか等、について、活発な議論が関係者であるはずの法学の教員の中で活発に行われているとはいいがたい。

このような中で、法曹教育ではない法学教育についてのある程度の経験を積んできた米国の実情について検討しておくことは無意味ではないように思う。アメリカにおいても通常、法教育というのは専門教育—法曹志望者に対するロースクールでの教育(Legal Education)—のことを念頭におくが、ロースクールの学生を対象としない、大学前の小学校入学前から高校卒業時までの期間でなされる法教育もある。これを特に「Law-Related Education (以下、LRE)」という。このLREは、以下でみるようにアメリカの教育の一部として歴史もあるが、その内容や手法は時代とともに変化し、実はいまだに統一した内容と方法論があるとはいえない状態である。

興味深いのは、アメリカにおいても、この法教育が現代教育において果たすべきあるいは果たしうる役割について法学者のなかではあまり議論がなく、そのために、LREは時として奇異な印象を持たれることである⁵⁾。さらに興味をひくのは、論者によってはLREの目的が、単に法について知識を提供し理解を得させるだけではなく、読み書き話すといった伝統的に重要とされてきた基本的な技術を修得させようとする試みととらえられ⁶⁾、そのうえで、市民性教育(citizenship)や批判的思考力の鍛錬、価値理解の方法・技術(value-sorting skill)をも達成しようとすることである⁷⁾。

こうしてみると現在のLREの目標は、あれもこれも含んでいるという感はあるが、特にLREを通して読み書き話すという教育の基本について成果がみられるのであれば、大学前教育だけではなく、大学においても受験戦争にさらされずにきたために読み書き話すという点に問題のある大学生の補習としても使えよう。この点、大学前教育で法を講義する者だけではなく、大学で法を講義する者であってもLREを検討する意義が

あると思われる。

今回は、LREの発展とその内容・取組・目的・効果・課題などについて検討することとする。LREのプログラムの検討については他日を期すことにする。

2. LREの歴史

アメリカにおける法曹教育ならぬ法教育の観念や実際の取組は、合衆国建国前のイギリス統治時代までさかのぼることができる。以下時代ごとにみていくこととする⁸⁾。

(1) 植民地時代から南北戦争後の南部諸州の再編入まで

アメリカがまだイギリス統治下にあった時代において、すくなくとも1642年の段階においては、植民地の諸法には生徒に一定程度の法教育について定めがあったようである⁹⁾。このLRE黎明期のプログラムは、多くの賛同者—主要な教育者、立法者その他—を得て行われていた¹⁰⁾。

またLREを行うべきとする法は、初期の植民地時代にさかのぼることができるもの¹¹⁾、その当時の教本は現存していない。現在確認できる教本は、アメリカが独立を果たす後のものである¹²⁾。

このころのテキストは、Bennettによると二つのタイプに分けることができるとされるが¹³⁾、これらはどちらも、簡単な方法での政府や憲法の情報提供を特徴とするものの、その問題点をより深く探求したり、憲法の発展について議論しようとするものではなかったようである¹⁴⁾。

一つめのタイプは、問答集型で¹⁵⁾、思考を促すというより、思考を埋め込むようなものであった¹⁶⁾。つまり、憲法の基本理念や基本事項を示してはいるが、いくつかの選択肢を選ぶ過程で思考して自分なりの答えを見いだすというものではないので、思考力の鍛錬にはつながらぬものではない¹⁷⁾。

二つめのタイプは、条文ごとに探求する簡単なコンメンタール方式である。すなわち憲法の条項とその意

味について条文をいくつかに分けてそれぞれやや細かい説明を加えていくものである。また、これらのテキストの特徴としては、政府の一般的説明や政府ができるまでの過程、憲法の各条文の精確な言葉の意味の他、その条項がなぜ憲法に取り入れられたのかについても提示しようとするものであった⁽¹⁸⁾。なかには実例もあげて説明するものもあったようである⁽¹⁹⁾。ただしこのタイプもBennettによれば体系的に憲法の発展を示しているものでもないし、生徒が自分で考えるようにするものでもなかった⁽²⁰⁾。

ストオリ裁判官の1840年に出版された“合衆国憲法のわかりやすい説明”はこのタイプであったが、彼がその著作の序文で、“この本が目的としているのは、個々の人々の読み物としてだけでなく、普通学校や教育機関における高学年の講義の教科書として使われることである”と述べているように、最初からLRE用を意図されたものであった。その趣旨を高めるためにか、ストオリの教本には、独立宣言や、アメリカ連合協約 (the Article of Confederation)、憲法、ワシントンの告別の辞、議会の儀式 (Congressional Ordinance) などの多くの重要かつ代表的な文書が掲載されていた。

問答集型も逐条解説型も共通する内容としては、その記述内容が主に連邦国家に焦点をあわせ連邦憲法を賞賛するという点があげられる。また地方政府や非政府組織についての議論、たとえば商業・経済上の法的问题、刑罰の問題、分業の問題を含むものはわずかに数えるほどであった⁽²¹⁾。さらに、自由、平等、愛国心などの諸価値や、慈善的キリスト者の道徳に、中産階級の価値である勤労、誠実、正直、個人の努力への報償、合法的な権威への服従が付け加えられていた (特にニューイングランド)。つまり、初期の市民教育プログラムは、より完成度の高い合衆国の構築だけではなく、建国者たちが有していた諸価値や信条に対する忠誠心と服従をも加味したものであった⁽²²⁾。

連邦中心主義・憲法中心主義となった理由だが、当時の歴史的背景と連動することが指摘されている⁽²³⁾。すなわち、“国家創設当初は、国力の増強をはかる必要

があった。憲法は、この国家を統治する機構を創出した文書であったし、ナショナリストとフェデラリストの間の論争はあったものの、憲法は国を結束させる力であった。若い、新しく独立した国家にとって、国の基本となる政府の知識は非常に重要でありLREはこの目的を達成しうるものであった。南北戦争後、多くの州が政府の基本についての教育を義務づける法律の制定に見られるように、ふたたび憲法と政府について国民をあげての理解と尊敬の念の向上を達成する必要性が認識されていた”⁽²⁴⁾。

上記のような背景をもつ連邦制賛美・憲法賛美型のLREは、国力の増強の観点からみれば意味のないことではないとは思われるが、戦前の日本の教育を彷彿とさせるものがある。つまり、LREの主眼が国家主義的な思想の養成が主となっている点や、また、すでに指摘したように憲法も法である以上、「生きた法」として認識すべきであるのにこれがされていないこと、さらに対象が一部若干の例外があるものの憲法問題に特化しており範囲がせまく、かつ、批判的思考の育成という点も欠けているという問題を指摘することができよう。

(2) 19世紀から第二次世界大戦まで

アレクサンダー論文で第二期とされる時期は19世紀から第二次大戦までである。このころの教本は法のより幅広い見識を提供するようになっていく。内容的には、記述の比重が連邦政府に重きをおいていた第一期とは変わり、地方政府の比重が大きくなる。また、仕組みを単に知識として提供するだけにとどまらず政治機構の実際の機能に目を向けるようになる。そのスタイルも、問答集や逐条解説集は衰退していくようでもある。しかしながら、これら同様の教本の多くについて、Bennett教授は、ほとんどが憲法を生きた法として認識するという著しく基本的な憲法学の理解を欠いたものに止まっていたと指摘する⁽²⁵⁾。

Bennett教授の批判にもかかわらず、第二期のLREは、第一期よりも市民権を得て学校教育のなかで普及して

いく⁽²⁶⁾。学校側は、第一次世界大戦の前後に愛国心教育が叫ばれる中で、生徒をよき市民に育てる重要性和、そのための手法としてLREが有用であることを認識していたようである⁽²⁷⁾。

しかし、この時代の問題点を指摘すれば、LREはまだ憲法教育が中心であり、殆どの州で中学からの必修とされていたが、その教育は視野が狭く幅の広さを欠くもので、また教員も訓練を受けずに教育をしていることなどの問題点が指摘されている⁽²⁸⁾。

(1)及び(2)の時期のLREの内容的な特徴は、焦点とされていたのが主に憲法教育と国家の基本的な政府機構の理解の普及、しかもその形態は暗記にあったことである。つまり、政府の機構の実際の機能の態様についての理解や、そのなかで自分が主体的に行動する際のスキルの獲得はもちろんのこと、批判的思考力の養成は重視されていなかった。つまり、「一般的には、初期のLREは狭く制限された見識によって特徴づけられる」⁽²⁹⁾。

このようなアプローチでは、生徒自身に建国者の政府機構の構築の意図やその制限の有無というもっと重要な問いを深く考えさせようとするものとはいえなかった。

これらからアレクサンダーは、〈1〉いくつかの選択肢の中から分析を通して最善の方法を選び取る際に必要な批判的思考力のスキル（これは“法律家のように考える”ともいわれる）、〈2〉当該システムの実際の機能、〈3〉当該機構内における効率的な行動の方法、といったことを教えておらず失敗と評価する⁽³⁰⁾。

(3) 1950～70年代初頭

憲法教育に限定されていた過去の法教育から第二次大戦後は大きく路線が変更された。より実践的で批判的思考力の養成を内容とするLREの意義を認識し主張した者に、ポール・フロイント教授がいる。

彼は1953年に「法と大学」という論文を発表する⁽³¹⁾。この論文の主題はロースクールではなくカレッジにおける一般教育に対して法が果たしうる役割についてで

あり⁽³²⁾、そこでは「法的思考」に関する教育を提供すべきと考えていたが⁽³³⁾、彼の業績はカレッジにとどまらない法教育の萌芽的な研究であったとも考えられている⁽³⁴⁾。その特徴については、次のようである。

「みなは私の思考の中にあったものがビジネスマンのための法とかエンジニアのための法の単なる“実践”コースではないということを理解するだろう。望むべくは、小切手をどうやって裏書きするのかという教育ではなく、達成できれば役立ちかつお金の節約にもなる自動車のエンジン修理を訓練する科学的手法における一般的教育を超えるものである。結局、これら専門家、すなわち法律家やメカニックは、市民がこれらのサービスをうけるために存在する。しかし、科学の可能性や制限をいくつか理解することや法の方法論や発展を理解することは、理解の難しい安全や自由という重要な問題を判断するための基礎として、他人任せにできない責任である。その意味で、最も実践的な検討は、最も役に立っていない可能性があるのである(368頁フロイント)。」⁽³⁵⁾。

上記からわかるように、彼の考える法教育とは、安易な「知って得する法律知識」というのではなく、より抽象的な思考訓練としてのLREを念頭にしている。ちなみに、この論文は、全米ロースクール協会の注目をひき、1955年に「リベラルアーツにおける法教育に関するラウンドテーブルミーティング」へとつながる⁽³⁶⁾。

この会議の内容についてはトーマス・エリオットが論考を出している⁽³⁷⁾。エリオットもフロイントに言及しながら、LREにおいて司法過程を現実的に検討しようとする試みは高く評価されるべきとした。そして、いくつかの既存の教材を検討した後、エリオットは、法のシステムにおいて行使される、現実の問題に対処するための講座をカレッジに置くように主張した。このエリオットの関心は、カレッジに向けられていたが、LREの手法の変革と範囲の拡大という点では重要な転

換期の訪れを示しているように思われる。

なお、この時代—50～60年代—は、貧困への対応が叫ばれ、法律サービスプログラムの展開などの現代的な社会運動が展開されていた時期と重なる。それもLREに影響を与えていたという⁽³⁸⁾。すなわち、1969年に、いわゆる予防法学教育の重要性を指摘する論文が簡潔に国の法支援プログラムとその効果について検討している。LREの一環として認識することが可能であるところの予防法学教育は、力のない人々に対して彼らの法的権利について教育する手法であり、彼らが自分たちの権利について知り、そして、その権利を守る方法を知るようにするものであったが、この社会保障の対象者たる貧困者への教育を核とする予防法学教育の試みは、結果として単にリップサービスで終わったとの評価もあるものの⁽³⁹⁾、法的支援プログラムの増加や支援官庁のスタッフの増加よりも貧困の法的な問題の最も重要な対応であったとの評価もある⁽⁴⁰⁾。

さらにこの時代はベトナム戦争やウォーターゲート事件などアメリカ人の心を荒廃させる出来事があったが、この荒廃への立て直しとして、それまでの盲目的な愛国心の養成教育とは若干異なる、自由、正義、公平、財産、権力などのまさしく法的な価値の探求を通して上記荒廃から立ち直ろうとする傾向もあったようである⁽⁴¹⁾。

この時代においては、ようやく形式的な憲法教育に限られず、より広い司法過程の探求やいくつか価値へ法的に検討する必要性が認識されてきた。「それは、法の形式的構造を超えるものを教えるものであり法のシステムのより深い理解を提供することとなるもの」であった⁽⁴²⁾。そしてこの流れは、次第に提供される対象をカレッジの学生や貧困者から、高等学校以下にまでひろげて行われるようになっていくのである。

(4) 1970年代および80年代

アメリカ連邦司法省の「青少年の正義および非行予防局 (OJJDP)」は、LREが非行減少や市民性の向上において有効であることを前提にしつつ、独自のプログ

ラムを自らが作ったり国家政策として各州でLREを義務づけたりするのではなく、あくまでも、民間ベースのLRE提供者への支援とLREを求める者への情報の提供に努めるといえば後方支援的な活動をしてきた。特に、以下の<1>～<2>の国家規模で行われるLREプログラムに対して1978年から数次にわたり資金提供をしている⁽⁴³⁾。以下では、それぞれのプロジェクトについて簡単に説明をしておく (<6>では支援を受けていないプログラムを扱う。ここではその他とした)⁽⁴⁴⁾。

<1>市民性に関する青少年教育ABA特別委員会 (ABA YEFC)、—ABA Special Committee on Youth Education for Citizenship—

<2>Street Law／市民の法教育のための全国組織 (NICEL)、—Street Law／National Institute for Citizen Education in the Law—

<3>公民教育センター(Center for Civic Education)／自由な社会における法プロジェクト(Law in a Free Society Project)(CCE／LFS)、

<4>憲法上の権利基金(CRF)、

—Constitutional Rights Foundation—

<5>Phi Alpha Delta Law Fraternity(PAD)

<6>その他

<1> 市民性に関する青少年教育ABA特別委員会(ABA YEFC)

アメリカ法律家協会(American Bar Association)のLRE部門として、「ABA Special Committee on Youth Education for Citizenship」が存在した。このプログラムの目的は、青少年に法制度で守られる青少年の権利と発生する責任について理解を促進することであり、その取組を行う者は、学校区、州および地元弁護士会、他に法と市民性を小学生・中学校などの生徒に教えることに関心のある団体や個人であった⁽⁴⁵⁾。YEFCの活動は、LREの教授法の説明を広報を通じて提供するとともに、LREにおける最近のトレンドについて議論するというものである。また、YEFCは、「Update on Law」を出版し、結婚と離婚、有権者の無関心についての性差別などの

多くのトピックを教えるにあたって必要な情報を提供してきた。これらの情報は積極的でも幅広くもないものであったが、これら情報はLREの普及活動として有効であったという⁽⁴⁶⁾。

〈2〉 Street Law及びNational Institute for Citizen Education in the Law(市民の法教育のための全国組織(NICEL)⁽⁴⁷⁾

ここではStreet Lawを主に補足としてNICELの紹介をしておく。

このStreet Lawプログラムは非常に有名なLREプログラムである⁽⁴⁸⁾。これはもともと1971年からジョージタウン大学ロースクールで行われている科目であり、ロースクールの学生が高校生や刑務所の受刑者に対して法律の話をするというものであった。現在ではStreet Lawプログラムは他のロースクールでも行われているが、ロースクールごとにそれぞれに異なる。たとえば、Yale大学ロースクールでは、LREに関心のある学生は秋期セメスターの間、春期からの実践教育の準備のための一連のトレーニングゼミへの参加が義務づけられていた。当該ゼミでは、通常、二年目の学生のプログラムディレクターがすすめていき、個々の講義は州や地元の学校の教員や監督者が行うことになっていた。春期になると、新たに訓練された学生教員はニューヘブンの公立学校に赴き、一学期の間、教壇に立つ。だいたい9年次の公民のクラスにおいてであるが、いくつかはより特化されたコースにおいて商取引法やアメリカの歴史(Advanced U.S. History)などのLREを行う。ロースクール学生達は教員として2~3グループで作業し、通常、週3日~4日ほどを担当をする。残りの1日か2日はフルタイムの公立学校の教員が講義をする。フルタイムの教員によって最初の3~4日になされた仕事の補足がなされる。Yaleの学生教員が公式に用いているテキストはStreet Lawのテキストだが、しかし、これは議論の出発点としてしか用いられないようである。Street Lawプログラムの期間の短さゆえに、テキストのすべてのテーマを扱うことはできないので、殆どの場

合は、そのテキストをもとに生徒から勉強したい事項などについて若干の指針を求めるようである。大学院生教員は完全に授業の責任をもち、宿題やクイズ、小テストや試験の用意や評価も行う。ただ、評価の最終的決定はフルタイムの教員に残されている。フルタイム教員は、通常はStreet Lawの学生教員の評価と自己の適切であると考えた評価とを考慮して評価を行う。学期の終わりに、学生教員は、二つのゼミ単位履修とするために、彼らはその年を通じて完成させた仕事について、プログラムディレクターに当該経験についての内容とその評価について報告書を提出しなければならないとされる。

現在のところ、Street Lawの取組は、イエール大学、コロンビア大学、ルイスアンドクラーク大学、ユタ大学、デトロイトカレッジオブロー、オハイオ北大学など70を数える⁽⁴⁹⁾。90年代初頭においてもプログラムは10~30人ほどのロースクール学生が参加し対象となる高等学校は数百にのぼり、このなかには80人のロースクール学生が参加し1000人もの生徒に教えているプログラムもあったのであり現在ではその範囲は大きくなっていると思われる。

他方、1975年に設立のNICELは、市民に法システムのなかで権利と責任を認識してもらう法教育の機会を増やそうとして設立されたNICELは、Street Lawプログラムの派生系、拡大系として位置づけることができる⁽⁵⁰⁾。しかしNICELは、Street Lawのプログラムをそのまま実践するだけではなく、リーガルリテラシー(法的な読み書きの能力)を向上させようとするところにも特徴がある⁽⁵¹⁾。その他、情報を明確かつ興味をそそる形で提供し、消費者や市民としてのスキルの向上を助け、法と法システムに対する積極的な態度を促進してきた。NICELは、多くの資料を提供してくれているが、このなかには、Street Lawのコースも含まれる。これは、Street Lawのクラスで使われるテキストで、教師のマニュアルであり、各州法の補足とテストの宝庫とされる⁽⁵²⁾。

〈3〉市民教育センター／自由な社会における法プロジェクト(CCE/LFS)

CCE/LFSは、対象を主に小学校や中学校におき、LREの調査し、発展させ、実際に実施している。このプロジェクトは、教員の訓練とともにLREプログラムを構築し制度化する最善の方法についての調査することを通じて、州や地方のプロジェクトに補助員を派遣する。これらのプログラムの主たる目的は、(1)立憲民主制と基本的な諸原理諸価値の理解の促進、(2)実行力があり及び責任ある市民として参加するために必要なスキルの獲得、(3)判断形成及び紛争解決の際に民主過程の利用することができることを知りそれを活用する意思の獲得、である。

なおCCE/LFSは、幼稚園から12歳までのカリキュラムを開発してきた。この団体がLREの念頭におくのは、すべてのレベルにおいて社会科学と人文科学のカリキュラムへの統合である。これらの教材やCCE/LFSの全般的努力が向けられるのはすべての年齢とレベルの生徒児童にLREを提供することにある⁽⁵³⁾。

〈4〉憲法上の権利基金(CRF)

CRFは、私的な非営利団体で1962年から存在している。初期のLREのリーダー的な存在である。CRFが提供するの小学生と中学生トレーニングとカリキュラム教材である。トレーニングの取組は、模擬裁判、若年者のリーダーシップ、第二外国語としての英語、権利章典教育などを含む。他方でカリキュラムの教材はそのような幅広いトピックを刑法上の正義、第一修正上の権利、商業関連問題などの雑多なトピックをカバーするものとなっている⁽⁵⁴⁾。

〈5〉Phi Alpha Delta Law Fraternity(PAD)

PADはロースクール学生、ロースクール、法律専門家、そして地域に貢献するために存在する法律のクラブである。このクラブは、授業に参加する法律専門家の要請のために資源となる人を提供し、訓練マニュアルを提供してきた。

PADは多くの地域で活躍する人材にとっての指針として機能しており、法律補助員やロースクールの学生がLRE教育を行う際に役立っているし、プログラムの基金探しにも貢献しているなど、LREの地域支援の実現等が含まれている。これらの取組に加えて、PADは最近、その効果を判断するためにプログラムを評価することと並んで、LREに親を参加させる方法について関心を払っている。

〈6〉その他

上記5つのプログラムはOJJDPの支援を受けたものであり、アメリカにおいて代表的なLREプログラムであるが、LREはこれらに限られるものではなく、実際には小規模な担い手が数多くある。しかし、これら担い手やプログラムの多くはいずれのデータバンクでも完全には把握されていないのが現状である。ABAはいくつかの情報を集め提供しているが完全ではない。上記の5つの取組以外のものとして具体例をあげるならば、1985年のニューヨークにおいて、「メンター」とよばれるプログラムがあげられる。これは、生徒にニューヨーク市の法律事務所と公立学校の協働による取組であった。目的は、法律専門家の現実的な視点の提供を目的とするもの、すなわち、日々の生活における法の重要性の認識を促すこと、自己の権利及び責任について自覚を促すこと、法システムの知識や評価を高めることであったが、これとあわせて生徒児童に将来のために法律専門職のキャリア情報を提供することも含まれていた⁽⁵⁵⁾。

このプログラムでは教室での授業はわずかであったが現実感覚をもたらし、また、どのように自分たちが法システムに向き合うのかを生徒児童がみる機会を提供した⁽⁵⁶⁾。

他のLREの例は、1970年代初頭のガラスの試みがある。そこでは、地域の弁護士会が小中学校のLREのカリキュラムをつくるのを助け、同時に情報の中心としても機能したというものである。このプログラムでは、ボランティアの法律家がある特定のテーマで専門家を

必要とする教員とともに派遣されるものであった。

ワシントンD.C.のプログラムは、アメリカにおける投獄された若者の75%が有効に読み書きができないことが契機となっている。1989年において、法教育をとおしてのリテラシーは、生活において不可欠の読み書き及び批判的思考技術の向上のための教育カリキュラムを生み出している。同時に、当該プロジェクトが貢献しているのは、若者の自己の権利の理解と法的責任の理解の向上であった。このプログラムは、実践的に学ぶ経験を提供するのであり、過去にトラブルに巻き込まれたが将来の見込める学校適齢期の者のよりよい未来を確保しようとするものであった。

(5) 問題点——情報の共有の不足・欠如

非常に多くのLREプログラムが存在しているが、問題点として相互の対話が不足していることが指摘されている⁽⁵⁷⁾。OJJDP及びYEFCが行った既存の様々なプログラムに関する情報提供はあったが、対話は十分ではないというのである。

たとえば、1969年において、UCLAのルイスブラウン教授が次のように述べていた。“現在の法律家養成ではない法学教育についての我々の情報の殆どは間接的なデータに基づいている。教育のこの重要な部分に関するデータを集めることに関心をもつ中心的な場所やセンターが存在していないのである”と⁽⁵⁸⁾。

このような情報の集約化の欠如とLREプログラムを評価するもとなる適切なデータが欠如していることは、新たなアイデアが経験者から提供されたりLREプログラムの改善の機会を阻害し、また新規参加者がいたとすればその者が効率よくかつ効果的に当該プログラムを開始することの妨げになっているという指摘もあった⁽⁵⁹⁾。しかしながらこの状態も、たとえば、ABAのYEFCは、OJJDPを通じて資金の提供を受けた各州プロジェクトの代表者が含まれる年次ごとのLRE会議を開くなどして改善の動きもあったし、また、NICELがこの時期にスタートさせたのは、LREの努力を議論するためにアメリカロースクール協会の年次会議の始まる

一日前に一日会議をもつなど改善の動きがみられた⁽⁶⁰⁾。

しかしながら対話が、画一性につながることに對しては批判もある。また国の制作するLREカリキュラムは、地域の教育に関する信条、独自性などを阻害するとして批判もある⁽⁶¹⁾。

3. 現代のLRE

上記のように、現在のLREは、初期の憲法教育にとどまらず生徒児童を市民性の向上を目的とし、現行法制度のもとでの生徒児童は自己の権利と責任について意識し、論理的思考力・批判的検討力といった普遍的な教育要素も法の勉強をとおして習得するという内容を含まようになってきている。以下ではもう少し詳しくみておきたいと思う。

(1) 形態

現代的LREは、<1>教室内、<2>学校内及び学校全体、<3>学外活動、という形態がある。

<1> 教室内のLREの内容

通常のクラス形式で行われているLREプログラムは、通常の授業で提供される読み書きなどの要素が含まれている。つまり生徒は、LREのテキストやその他の法教育の教材を読まなければならないし、また、書くことも、自己の見解を外部に表明し説得するわけだからエッセイであろうが模擬裁判における文章であろうが要求される。また、LREプログラムでも宿題を課す場合には、たとえば、高等学校のLREの生徒は第一修正に関する事件の文献を読んでそのなかで事実と理由付けを書くことになるが、これらの要素は、他の伝統ある教科と同様に、教育の基本である読み分析するという練習である。

他の教室内LRE活動は、ゲストスピーカーによる場合がある。たとえばゲストを招いて法関連分野におけるキャリアについて話してもらう。そうでなくても、模擬裁判に判事として弁護士か法科大学院生をつれてくることもある。このような話し手は、判事、警察署

長、裁判所の職員の場合もあるが法律専門職ばかりでもないようである。

他の授業ではあまりみられないLREの授業活動としてはロールプレイングがあげられる。すなわち模擬裁判などを典型とするロールプレイングである。模擬裁判において、生徒はトライアル(陪審による事実認定審)を経験する。ここでは歴史的事実に基づいたものや純粋にフィクションの事例、あるいはその両方を加味したものが考えられる。

模擬裁判は典型的には、二名の生徒を告訴をする弁護士に、もう二名を被告側弁護士へと割り振る。つぎに、一人の生徒は、被告を演じるように割り当てられ、他は証人となる。残りの生徒は、陪審員を演じる。教師やゲストできた弁護士や法科大学院の学生が判事となる。一度、生徒がその役を割り当てられると、彼らはチームをくんで互いに割り当てられた様々な役割のために用意をしなければならない。これは、冒頭陳述からはじまり、口頭弁論、総括の実演を含む。生徒は、かならず、自分でロールプレイング用に修正された手続規則にしたがって自己の役割を演じなければならない、そして最終的には大法廷を経験する。ゲストの法律家の判事は判事のようにすわり、必要とあればその事実審の過程を指揮し、陪審員は陪審判決にいたるよう努力する。事実審が修了するときには、生徒は、自らの実力の発揮の度合いの議論と同様に、その事件で何が強調すべきで何が弱点であったかを議論するのである。

他のロールプレイングとしては「交渉セッション」がある。ここでも生徒は大家とテナントのように特定の役割を演じる。生徒は何を守るべき価値をあらかじめ前提として与えられるが、そこから自己の地位を守り、そして、最も好ましい同意にいたるために交渉する。模擬裁判と異なり、この経験は、クラスを多くの小さなグループに分ける。もちろん、教師やその補助者はグループからグループへと動いてすすみぐあいをチェックすることは許される。各グループは最終合意を報告し、どのようにどういったのかを報告する。最終的に、彼らは、クラスで、どこからどこまでが結

論として許容されるべきものなのかを議論する。

これらは、LREプログラムの他の授業にはあまりみられない例である。これらの相互作用の練習は、生徒に法の実質的な領域を教えることになり、彼らをして批判的思考技術をみながく諸活動に従事させ、オーラルスキルの磨きをかけさせようとするものである。

〈2〉学内／学校全体での活動

我が国でも学校にゲストスピーカーを招いて講演してもらうことがあるが、これもLREの活動形態の一つとされる。その他、クラス代表などを選ぶ投票活動もLREの重要なプログラムの一つである。

〈3〉学外の活動

学外の活動とは、裁判所訪問や警察署訪問などである。その他の学外活動のタイプは、インターンシップとかメンタープログラムというものもある。このプログラムでは、法領域における人々はLREの生徒を雇い、自分のオフィスで働かせ、あるいは個々の生徒のメンターとして活動する。このプログラムによって生徒は仕事を体験でき、法関連の領域との関係をつくることができる。それにそれまでよりも、法をより自覚的に、アクセス可能なもの、理解可能なものとするのであり得る⁶²⁾。

(2) LREの「法」教育的側面

LREは法教育なのであるから法について教えることになるのは当然であるが、内容及び程度はいかなるもの適切なのだろうか。

この点については、あまりに情報が少ないために客観的なデータはないとされるが⁶³⁾、しかし、少なくとも政府機構の基本的制度と現実の法システムの機能については提供されるべきであるというところでは一致しているようである。

ただ、現実には生徒児童のレベルに応じて憲法だけではなく建物関係の法までかなり広範囲に法教育の内容が及んでいることも少なくないとのことでもある。

この点について、興味深い研究は「法関連の内容について知識が増加することは、それ自体では、生徒の態度を良くするものではないし、よき市民性をはぐくむものでもないし、また問題行動を減らすことにもならない」としている⁽⁶⁴⁾。この研究の対象となったすべてのLREのクラスで、生徒は法に対する現実的な知識を増やしたものの、非行防止という点でもっとも効果の少なかったクラスでも、最も効果をあげたクラスの生徒と同様の知識を得ていたことが示されているという。このことは、法概念の知識が増加してもLREを受けた生徒には影響がないことを示しているとされる⁽⁶⁵⁾。

(3) LREの教育の一般的側面

現代のLREの一つの特徴は、読み書き話す、及び考えるといった教育の基本が重視されていることがあげられることはすでに述べた。実はこの点は公民と変わらないことも自覚的に指摘されている。しかし、具体的な法的問題の検討に入ったときや基本的な市民性や法的な思考のスキルの教育に入った段階で公民との違いが出てくるという。そこでは、<1>市民性の教育、<2>批判的思考力の技術、<3>価値判断技術の三点が重視されるという⁽⁶⁶⁾。

<1> 市民性教育／参加⁽⁶⁷⁾

市民性の教育とは、市民としての権利と責任の理解を生徒に促すもので、それらの権利と責任を深刻に受け止め、それらを誇りと気品をもって活用するよう促すものとされる。単に盲目的な法に対する忠誠心を植え付けようとするものではない。むしろ基本的な法制度を学んだ上でどのように活動するのか、どのように善く活動するのかを考えさせることに意義があるという。LREは、市民性の教育という側面でいえば、市民として生徒はどのようにしたら法システムに参加するのかを教えるだけでなく、さらにどのようにしたらそのシステムを改善できるのかについて考えさせるのである。

<2> 批判的思考技術の教育

LREの理想型として、上述の市民としての権利と責任の理解だけではなく、健全な懐疑主義や好奇心を植え付けることが挙げられている。もっともこうした健全な懐疑主義や好奇心をもって市民としての権利・義務について考えるわけである。この健全な懐疑主義や好奇心をもとにした検討の力を批判的思考力とか思考技術という(クリティカルシンキング)が、この思考力をもとに市民としての権利義務について思考を進めていくことは、応用が利き、道徳、倫理、社会的な問題などに対処する際に役立つと考えられている。

クリティカルシンキングは、「法律家のように考える」とも揶揄されうるが、「批判的に考えること」とはいかなることかを生徒に教育するという点で重要とされる。これを簡潔に言えば論理的に問題を解決するスキルを意味するが、これは問題解決のために適切な情報を選択し、関連する仮説や仮定を分析し、有効な結論を導きだすのに役立つのである。これらの技術は、なにも模擬裁判やその他の特別な諸活動のなかだけで行われるものでもなく、通常は、授業の中で日々生徒が要求される分析を通して培われるとされる。

<3> 価値判断(価値分類)の技術を教える

批判的思考技術の習得の他、価値分類技術もLREは提供しようとする。この価値分類技術については、性や薬物、宗教などの価値が問題とされる問題について、価値の優劣をつけたり、価値判断の押しつけを意味するのではない。しかし生徒にとってはどのような価値があるのか、実際に法律の分野では価値の内在する問題をどのように処理するのか等を知ることであるが、生徒にとっては知ることがまずは重要なことであろう。

なお批判もある。すなわち、より合理的な“価値中立的”な判断ができるようになることは、生徒の教育には適していないのではないかということである。生徒の両親のなかには、我が子を宗教的な基礎をもった強い価値体系をもった子にしたいという場合もあろう。

また、個人的な信念の勇気のないまま、法律家が把握するのと同様に、生徒に価値中立であることを教えるべきではないと批判する者もいるという。

しかし、LREの批判的思考及び価値分類技術は、とくにこれらの主張と相容れないわけではないとする。これらのスキルは、彼や彼の家族がもつ価値システムがいかなるものであったとしても、生徒が判断をしたり自己の価値についての感覚を養うのに役立つものとしてみるべきであるとするのである。LREは、生徒にとっては自分の前に提示された選択肢をより明確に把握するのに役立つし、最も善い個人的な選択をするのに役立つからである。

さらに市民性の問題とも関連するが、初期のLREに見られた古い愛国的価値や憲法に対する盲目的な忠誠心をすり込む焼き直しの手法であるとの批判もある。しかしこの点についても、LREは、いわゆる伝統的価値に回帰する間は強制された忠誠心を隠蔽する可能性があるが、現代的LREは、生徒に批判的に思考することを教え、その上で既存の法の現状を問いなおすことを教えているのであって批判は当たらないとする⁽⁶⁸⁾。

(4) 現在のLREの問題点

LREはアメリカで広く展開されている教育ではあるものの、LREについての研究データがない、リサーチがされていないなどの問題があることがすでに指摘した。以下では数少ない調査からいえることを示しておきたい。

多くの文献で引用されるという全国法教育評価プログラム(NLREEP)の行ったLREの調査研究があるが、これは1979-1984までの期間でOJJDPの資金援助を受けていた5団体のプログラムについてを対象にし、その結果、LREは適切に教えられていれば非行を減少させ学校のルールを破る行動を減少させることが認められるが、市民性の向上の教育理論や達成の手法について教師は体系的に研修をされていないとしている⁽⁶⁹⁾。そして、生徒1600人以上、32以上の学校、6つの州にわたり、授業観察、教師等へのインタビューなどを行い、

法教育が法の遵守や振る舞いなどにどのような要素が影響を与えているのかについて、規則の必要性や公正性や機会の平等、クラスメイトとの相互影響についての、関わり度合い、愛着、関係性、信条などの重要事項を検証し、次のような結論を出している。すなわち、LREカリキュラムの内容は、それ自体としては、「よき市民の振るまい」に関するLREの好ましい影響があることの説明とはなりえず、その好ましい効果の大部分は、教育戦略がうまくいっていることにあるという。つまりカリキュラムではなく、生徒自身の自主的な参加授業や生徒同士の討論や学校の外の人との人的資源との相互作用の機会を増やすなどの実際の運用にかかっているということである。

その他、NLREEPの調査を評した者は、この調査についてもLREは法についての知識や理解を提供するものであるが、知識があるからといって好ましい影響があったわけではないとしつつ、LREの教育効果について測定指標がないこと、その効果が生まれることについての理論モデルがないことなどからデータに必要事項が欠けていると指摘している。しかし、実際には、LREの講義を受けた生徒は、法と法システムについて聡明であるし問題行動も減少するという調査もあることも事実である。また、小学生6年次において自由、正義、平等といった概念についても把握しているなど、教育上の一定の成果はあるようであるし、模擬裁判などのロールプレイングは、一人ではできないわけであるから、協力関係を構築するうえで有効であるというデータもある⁽⁷⁰⁾。

4. むすびにかえて

アメリカの法教育は、過去においては憲法教育と同義であり、時代によっては憲法教育を通じた愛国心の養成を内容とする時代もあったが、現在のLREは、憲法だけでなく他の法分野も必要に応じて生徒に提供していた。また、現在のLREは生徒に法の知識を提供するだけでなく、法システムのなかでの問題解決方法を考えさせるという「思考」が重視されるようになった

ている。獲得されるべき資質としては、「よりよい市民になる」とか（民主主義の理解）、「自己の権利・義務を認識する」（基本的人権の理解）等の他に、読み書き話す（討論も含む）などの教育の基本の習得、批判的思考力（論理的思考力）や価値問題へのアプローチもあわせて行なおうとしている点は興味深い点である。

ところで日本では生徒・学生の討論の未熟さや論理的思考力の低さがかねてより指摘されているが、記憶ではなく理解や協調などが必要とされるLREはこの問題を改善する可能性はあろう。つまり、ある紛争について適用される法律等を想定したり、考えられる反対意見とそれへの反論を考えることをくりかえしもっとも妥当な結論を見いだしていく作業には、相手の主張をきちんと聞き取り分類し、論理的にときに批判的に考えることも必要であるし、相手を説得するために声を荒げることなく順序よく説明することも求められる。このような体験は情緒的に流されやすい年代には必要ではないにしても有用な体験なのではないだろうか。また抽象的な価値への検討や学習に飽きやすい生徒もそれが実際の紛争を模して行われる模擬法廷のような場を設定して議論する場合には、興味をもって接することになるのではないとも思われる。さらに既存のルールを記憶するというのであれば押しつけ感が出てくるが、批判的に考察し受け入れるという過程を通してルールを生み出した者に対する尊敬の念やそのルールの遵守の精神などももしかすると生まれるかもしれないと期待はふくらむ。

しかしながらLREは、アメリカにおいては法曹教育ではない法学教育という位置づけであるから、法曹教育が法科大学院においておこなわれるようになったわが国においては、LREのある要素については大学においても活用できるように思う。つまり、LREの可能性は義務教育及び高等学校における教育だけではなく、わが国においては、大学の専門教育の導入部分や教養教育においても活用できるのではないだろうか。実際に、法教育ということで「市民生活と法」なる講義を担当する大学教員がいるが、これらの教員に対してア

イデアや手法を学ぶこともありえよう。

現在の大学入試についてはほぼ全入時代となっているためか、論理的思考力の問題ではなく、それ以前の読み書きを不安をおぼえる者が入学する時代となっているというが、こうした学生に教員が受けてきた旧来の教育をそのまま展開してもうまくいかないだろうし、学生もそれを望んではいないわけで、いままでとは違った取組がなされる必要があるだろう。そういった必要性に迫られた状況では、アメリカのLREはそのまま導入してもうまくはいかないけれども一定程度は参考とするところもあるように思われるのである。

沖縄大学ではLREに先立ち、法学の教授法について議論がなされ、入学年度に行われる法学概論という講義においてNIE（Newspapers in Education 教育に新聞を）の手法を取り入れるようになってきている¹⁷⁾。ここでは、こまかな法律論や条文紹介のまえに、沖縄の地元新聞である琉球新報の新聞記事を提示することで法律論への接近しやすくし、初学者に興味を持ってもらうことを前提としているようであるが、この手法などは新しい法学系の講義スタイルなのかもしれない。

今回は扱わなかったLREの内容と教授法の吟味は重要な検討事項であることは承知している。別の機会にこの問題については検討したい。

注

- (1) たとえば高校生向けに、資料『政・経』（東学、2002年）などがあるが、以前に比べて生存権で有名な朝日訴訟や4大公害訴訟や環境権訴訟など詳しく説明されてきているように思われる。
- (2) 例えば「全国法教育ネットワーク」の活動は<<<http://www.jnlre.com/>>>で見ることができし、本も出版されている。参照、全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』（2001年、現代人文社）。日弁連も法教育シンポジウムを積極的に開催している。
<<<http://www.nichibenren.or.jp/jp/event/050521.html>>>。その他、関東弁護士会連合会編『法教育—21世紀を生きる子供たちのために』（2002年、現代人文社）なども参照。
- (3) その成果は、江口勇治編『世界の法教育』（2003年、現代人文社）にまとめられている。江口教授は、この他、アメリカ

- のLREの教科書の翻訳も手がけておられる。参照、Center for Civic Education・江口勇監訳『テキストブックわたしたちと法—権威、プライバシー、責任、そして正義』（現代人文社、2001年）。
- (4) 法務省も2003年より「法教育研究会」をたちあげている。ここでは法教育先進国であるアメリカの実情について磯山恭子氏らによる報告「諸外国における法教育の現状—アメリカの法教育カリキュラムの分析を通じて—」などがある。URLは <<<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/>>>
- (5) Mark C. Alexander, Law-Related Education: Hope for Today's Students, 20 Ohio N. U. Rev.57,57(1993).
- (6) Id.
- (7) Id.
- (8) ここではアレクサンダー論文(注5)に従うが、時代区分についてはこれに限られるわけではない。なお、その他の時代区分については、BENNETTの著書では、Bessie Louise Pierce教授の“Public Opinion and the Teaching of History (1926)”で示されていた5区分を用いている。ここで示された5区分とは、<1>植民地時代、<2>1789年から南北戦争まで、<3>南北線争後、<4>1900年から1917年(世界大戦を契機に)、<5>1918年以後である。なお、<1>の時期は、基本におかれたのは宗教であり、地域貢献を含む“善き人生good life”の概念には、政府の諸原理の理解を含んでいたようである。<2>の時期では、社会科学の教育について法が定めをおいていたがそれはこの時代にはめずらしいことではなかった。カリフォルニアのみが連邦憲法における教育を義務づけていた(1851年)。<3>の時期は、多くの州が復興や国民意識向上のために憲法教育を歴史教育等のなかで実践することを内容とすることが法律などに盛り込むことが示されている。<4>の時期においても市民性教育の一環として憲法教育が重視されたものの法律制定のレベルでは変化はほとんどなかったことが示されている。そしてやはり法教育単体としてではなかったようである。<5>の時期は世界大戦の影響がある。この戦争に参加するアメリカへの忠誠心の向上をねらった。加えてヨーロッパで発生した急進主義を押さえる必要性もあった。これが法律による法教育の規定の理由とする。1923年までに憲法教育を必須とする州は23にのぼった。1931年までだと43州となる。See, HENRY ARNOLD BENNETT, THE CONSTITUTION IN SCHOOL AND COLLEGE 103-107(1935).
- (9) 1642年にマサチューセッツでの事例があるようである。Alexander, supra note 5, at 58-9. See also BENNETT, supra note 8, at 103.
- (10) See Alexander, supra note 5, at 59.
- (11) See BENNETT, supra note 8, at 103 n.5.
- (12) See Alexander, supra note 5, at 59.
- (13) 上記の2タイプ以外にもそれらのタイプを兼ね備えた教材があるにはあったようであるが、それら当時の教材はどれも法や憲法についての網羅された説明があるわけでも自律的思考をうながすものでも諸原理の批判に誘うものでもなかったようである。See, BENNETT, supra note 8, at 46,53. See also, Alexander, supra note 5, at 59-60.
- (14) See Alexander, supra note 5, at 59.
- (15) See BENNETT, supra note 8, at 103.
- (16) BENNETTの著書には付録があるがこの付録Aには第一のタイプの教材が列挙されている(すべてではない)。See also BENNETT, supra note 8, at 49 n.2.
- (17) See Alexander, supra note 5, at 59.
- (18) See BENNETT, supra note 8, at 55-56.
- (19) See id. at 58.
- (20) Id.
- (21) Id. at 59. BENNETTによればYOUNG著の“First Lessons in Civil Government”(1846)が連邦よりも州や地方政府に紙面を多く割き、かつ、実は初めて州や地方政府の方を先に論じたものであった。政府の機構以外について言及をするものは、1835年のYOUNG著の“Introduction to the Science of Government”であったという。See id. at 59.
- (22) See Alexander, supra note 5, at 60. See also, R. Freeman Butts, "Historical Perspective of Civic Education in the United States, in National Task Force on Citizenship Education, Education for Responsible Citizenship" 47, 52 (1977).
- (23) See Alexander, supra note 5, at 60-61.
- (24) Id. at 61.
- (25) See BENNETT, supra note 8, at 74.
- (26) See id. at 105.
- (27) See Alexander, supra note 5, at 62.
- (28) See id. at 62. なお、このような状況を憂いてBENNETTは『THE CONSTITUTION IN SCHOOL AND COLLEGE(学校と大学における憲法)』を執筆したのであった。彼は、憲法会議、解釈の展開、憲法の欠陥等への誠実な批評もふくめて、注意深く憲法を検討することをすすめるようとした。しかしこの試みは主流とはならなかった。Id.
- (29) See id. at 63.
- (30) See id.
- (31) Paul A. Freund, "Law and the Universities", 1953 WASH. U. L. Q. 367 (1953).
- (32) See id. at 367.
- (33) See id. at 379.
- (34) See Alexander, supra note 5, at 65.
- (35) Freund, supra note 31, at 368.
- (36) See Alexander, supra note 5, at 66.
- (37) Thomas H. Eliot, Law in the Liberal Arts Curriculum, 9 J.LEGAL EDUC. 1 (1956).
- (38) See Alexander, supra note 5, at 67.
- (39) See id.

- (40) See id.
- (41) See id. at 67-8.
- (42) See id. at 68.
- (43) 1978年から1981年まで、OJJDPは第一回目の助成を行った。この際の眼目には、州や地方レベルにおけるLREの普及方法や調査と、LREの生徒児童に対する効果の評価が含まれていた。この時期のOJJDPのパンフレットには、「法、及び、法的並びに政治的過程について教育することは、生徒児童の態度を改善しうるし、非行を減少させるのに役立ち、市民性のスキルを改善しうる」とあったようである。第二段階は1981年から83年までで、この間、評価の正確性を向上させ、LREを恒常的な学校教育科目にしようとした。またOJJDPは、このプログラムを民間団体のサポートをどのように確保するのか、そしてあらゆる年齢層にどのようにLREプログラムを提供していくのか、を検討していた。その後の第三期は1983年以降であるが、実際の普及に力を入れている。See Alexander, *supra* note 5, at 68-70.
- (44) これらは主にAlexander論文（注5）による。なお関東弁護士連合会編『法教育』22頁及び79頁以下（「ABAに学ぶ法教育」）が詳細に論じている。
- (45) See Alexander, *supra* note 5, at 70, n. 48.
- (46) See id. at 70.
- (47) See also id. at 70-72.
- (48) Street Lawについては、村野和子「日常生活における法関連問題に取り組む市民の育成」・江口勇治編『世界の法教育』22頁以下のなかで詳しく紹介されている。
- (49) The Street Law, Inc.のHPを参照。
<<<http://www.streetlaw.org/content.asp?ContentId=130>>>
- (50) See Alexander, *supra* note 5, at 70-1.
- (51) See id. at 71.
- (52) See id.
- (53) なおCCEの取組とプログラム、カリキュラムの内容については、関東弁護士連合会編『法教育』31頁以下参照。
- (54) 同103頁以下参照（「CRFのテキストに学ぶ法教育」）。
- (55) See Alexander, *supra* note 5, at 73-4.
- (56) See id. at 74.
- (57) See id. at 74-5.
- (58) Id. at 75.
- (59) See id.
- (60) See id.
- (61) See id.
- (62) <1>～<3>についてはSee Alexander, *supra* note 5, at 77-80.
- (63) See id. at 81.
- (64) Id.
- (65) See id.
- (66) See id. at 82.
- (67) See id. at 82-83. “LREは市民性の教育を提供し、生徒に我々の政府のシステムに参加するよう促すが、これは政府や政府を動かしている人々から疎外されているとか不信をもっている人が益々多くなっているなかで特に重要であるとする。しかしその市民性という言葉は、再審査されなければならないし再定義する必要があるとされる。なぜなら、“市民性の教育はマッカーサーの時期の前も後も限定的な道徳主義や国家主義的な支配を学校や教師や生徒に及ぼそうとする試みを背後に隠蔽するために用いられてきたからである”。この言葉に対するこのような思い歴史的な課題があるが、LREの現代的な時代においては、市民性の教育は、市民としての権利と責任を理解するように生徒に促すものであり、それらの権利と責任を深刻に受け止め、それらを誇りと気品をもって運用するように促すものなのである”。Id.
- (68) See id. at 86-88.
- (69) See id. at 88.
- (70) See id. at 88-90.
- (71) この講義のテキストとして新城他編『法学一沖縄法律事情』（琉球新報社、2005年）参照。